

幼児教育・保育の無償化の手続きについて

【保育の必要のない方】

入園料・保育料を無償
(上限月額 25,700 円まで)

- ・満3歳から5歳児（小学校就学前）までの子どもが対象。
- ・入園料は月額に換算して無償化の対象。

※給食費や通園費等は無償化の対象外

【保育の必要な方】

預かり保育月額 11,300 円まで無償

- ・共働き世帯の子どもなど保育の必要な3歳から5歳児（小学校就学前）までの子どもが対象。
- ・利用日数に応じて月額の上限額は変動。
【450 円×利用日数】

*満3歳になった日から満3才後最初の3月31日までの子どもは、町民税非課税世帯のみが無償化の対象。(月額16,300円が上限)

第1号様式を提出してください。

※第2号様式を提出される方は第1号様式の提出は不要です。

※河合町役場 子育て支援課へ提出してください。

【保育の必要性の認定が必要です。】

第2号様式を提出してください。

※保育の必要性を確認するために別途、就労証明書や診断書等の書類が必要です。
裏面を参照ください。

※河合町役場 子育て支援課へ提出してください。

《マイナンバー及び本人確認できる書類》

▼個人番号が確認できる書類（いずれか1点）

- ・個人番号カード、個人番号通知カード、個人番号が記載された住民票

▼本人確認ができる書類

①いずれか1点のみで確認できる書類：本人の顔写真付きの公的証明書
(例：運転免許書、旅券、在留カードなど)

②いずれか2点で確認できる書類：本人の顔写真なしの公的証明書

- (例：教育・保育給付認定証、利用者負担額決定通知、健康被保険者証、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書、など)

※ 必要な書類は、河合町ホームページからダウンロードしていただけます。

無償化の対象となるには、

「認定申請書」の提出が必要です。

※必ず締切日までに手続きしてください。

問い合わせ先

河合町役場 子育て支援課

☎ 0745-57-0200 (内線 168)

【重要】*該当する方は必ずお読みください。必要な書類をご確認ください。

＜表面の【保育が必要な方】に関する説明事項＞

※預かり保育が無償化の対象となるためには、2(3)号様式と下記必要添付書類を提出し、保育の必要性の認定を受ける必要があります。

※保護者及び同居の方が下記の事情により、お子さんを保育できない場合に限ります。なお、住民票上の世帯分離や二世帯住宅等を含め同住所に住民票がある方は同居家族とみなしますので、同居家族のうち65歳未満（保育の実施希望開始日時点の年齢）の方は下記の保育できない事情の証明を受ける必要がありますのでご注意ください。

＜保育の必要性の認定要件と、保育の必要性を確認するための必要添付書類＞

※父母及び18歳以上65歳未満の上記同居家族の方すべての書類が必要です。

保育の必要性の認定要件 *保育できない事情	保育の必要性の認定要件	必要書類
就労のため (雇用されている)	日常の家事以外の仕事をしている場合 *フルタイムのほか、パートタイム、夜間、 居宅内の労働などを含む *月48時間以上の就労をしていること	勤務証明書（採用予定者は内定通知等）
就労のため (自営業等)		勤務証明書（自営・在宅勤務の方用）
求職活動のため	求職活動を継続的に行っている場合 (就労内定を含む) *認定期間：求職活動は3ヶ月 就労内定は1ヶ月	<ul style="list-style-type: none"> 求職中（就学）の保育所申込誓約書 求職活動状況報告書
育児休業取得中の継続利用のため	育児休業取得中に、既に保育を利用している子がいて継続利用が必要な場合 *認定期間：産まれたお子さんが1歳を迎える年度の3月末まで	育児休暇証明書
妊娠・出産のため	妊娠中であるか、出産後間もない場合 *認定期間 <ul style="list-style-type: none"> 出産前：出産予定月を基準に前2ヶ月 出産後：出産月を基準に後2ヶ月 	母子手帳（コピー）で 出産予定日の確認
就学のため	学校または職業訓練校に在学している場合	<ul style="list-style-type: none"> 求職中（就学）の保育所申込誓約書 在学証明書および授業カリキュラム
保護者が 病気・障がいのため	病気、負傷、心身に障がいがある場合	<ul style="list-style-type: none"> 診断書、障害状況等申告書、障害者手帳（コピー）等
病気の看護等のため	同居の親族（長期間入院等をしている場合も含む）を介護又は看護している場合	診断書、介護・看護状況申告書、障害者手帳（コピー）等
災害復旧のため	震災、風水害、火災等の復旧にあたる場合	罹災証明書等
虐待・DVのため	虐待やDVのおそれがある場合	ご相談ください
その他	上記に類する状態にある場合	ご相談ください